宗務改革の推進に関する条例施行に伴うお知らせ

昨年度実施した「宗務改革（行財政改革）内局案」に関する内局巡回では、行財政改革の必要性は共有できたものの、頂いた意見の大多数は「丁寧な進め方」を望むものでした。今後、行財政改革を推進するには、どこまでも広く意見を聴取し、それぞれが大切にしてきた歴史や文化、地域事情を十分に共有したうえで展望をもって総合的に議論することが必要であると考えています。そのような視点に立ち、このたび、宗会において宗務改革に関する関連条例が可決成立しましたので、今後の行財政改革の進め方について、下記のとおりお知らせいたします（成立した条例の詳細は本誌７月号掲載）。

1　行財政改革検討委員会の設置について（趣旨・所管事項・構成）

趣旨

内局巡回でいただいた様々な意見を受け止め、特に丁寧な議論を要すると判断される改革内容について十分な議論を重ねて具体的な推進計画を立案するため、「行財政改革検討委員会」を設置します。

所管事項（宗務改革の推進に関する条例第５条）

同朋会運動推進に資する宗門の基盤整備を図るための行財政改革について、その基本方針及び方向性を見定め、当該方針に基づく行財政改革推進計画の立案と、そのために必要な調査研究を行います。

構成（宗務改革の推進に関する条例第６条）

宗務総長が委嘱した委員40人以内／任期２年（役職者は当該役職の任期による）

（宗議会議員５人以内／参議会議員５人以内／教区会議長又は教区門徒会長10人以内／学識経験者20人以内）

※補足※

①教区及び組の改編や門徒戸数調査の他、既に条例による委員会や宗務審議会等で議論が進められているものはそれぞれの会議体において取り組みを進めます。

②人事制度や業務効率化等、従来から経常業務として改善を進めてきた課題は、引き続き宗務執行機関において取り組みを進めます。

③委員会の協議にあたっては、内局案に示す内容にとどまらず、宗門を取り巻く環境や諸制度の現状分析を踏まえて必要とされる改革案を検討します。

2　「行財政改革推進計画」の立案・策定・実行までの手順

■行財政改革検討委員会　《行財政改革推進計画の立案》　**2022年度～**

同朋会運動の推進に資する行財政改革の基本方針・方向性の確認

（現状分析）内局巡回各教区意見等の分析／宗門を取り巻く環境分析／宗門諸制度の分析

（協議検討）行財政改革基本方針の検討

基本方針策定後～

（協議検討）「行財政改革推進計画」の立案／宗務総長へ最終報告書を提出《提出時期は委員会の審議による》

■内局　《行財政改革推進計画の策定》

委員会から提出された最終報告を基に計画の策定／改革推進に必要な条例案及び予算案を作成して宗会へ提案

■宗会

条例案及び予算案の審議、議決

■宗務執行機関（宗務所・教務所）《行財政改革推進計画の実行》

宗会の議決並びに内局が策定した事業計画に基づき実行

3　その他（宗務改革推進本部職制の一部改正・現行制度の取り扱い）

宗務改革推進本部機能の変更

宗務改革推進本部は、計画策定から推進までのすべての業務を担う機関と定めていましたが、その位置づけを見直し、検討委員会の円滑な議論を支えるための事務を担当するとともに、内局として取り組むべきと定められた事項について、全宗務機関を挙げて推進するための総合調整を担います。

現行制度の取り扱いについて（交付金制度、経常費御依頼等）

内局案でお示しした各改革（案）の内、教区または組、もしくは別院・寺院・教会と関連する事項〔交付金制度の見直しや宗門護持金制度（仮称）の導入等〕や現行制度を大きく変更する事項〔賦課金や財政調整基金（仮称）等〕は、行財政改革検討委員会において改めて方向性について協議・検討を行います。このため、それらについては、内局が委員会からの最終報告を受けて行財政改革推進計画を立案し、関連条例案・予算案が宗会で議決されるまでの間、変更いたしません。